#### 養育費・婚姻費用に係る債権差押命令を申し立てる方へ

令和5年10月1日 広島地方裁判所民事第4部 執行受付係

#### 1 はじめに

(1) 債権差押命令申立書を作成する前に、この説明をよく読んで、記載例を参考にして、申立書を作成してください。

なお、申立書の記載例は一般的な記載例ですから、申立てをされる方の内容に合わせた申立書を作成していただく必要があります。

(2) 広島地方裁判所に申立てできるのは、債務者の現住所地が、広島市、廿日市市、安芸郡、東広島市、大竹市、安芸高田市、三原市のうち旧賀茂郡大和町、山県郡、呉市、江田島市、竹原市、豊田郡、三次市(甲奴支所の所管区域を除く。)、世羅郡世羅町のうち「せらにし支所」の所管区域、庄原市(旧甲奴郡総領町を除く。)である場合です。

なお、債務者の現住所地が次の場合は、広島地方裁判所福山支部に申立てを していただくことになります。

福山市,神石郡(神石高原町),府中市,三次市のうち甲奴町(甲奴支所の所管区域),庄原市のうち総領町(総領支所の所管区域),尾道市,三原市のうち大和町を除く区域(旧三原市,旧豊田郡本郷町,旧御調郡久井町),世羅郡世羅町のうち「せらにし支所」の所管区域を除く地域:青近,赤屋,伊尾,宇津戸,小世良,小谷,川尻,甲山,西上原,東上原,別迫,青水,青山,井折,賀茂,京丸,黒渕,三郎丸,重永,津口,寺町,田打,徳市,戸張,中原,西神崎,東神崎,堀越,本郷,安田

### 2 申立てに必要な書類

(1) 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本,家庭裁判所・高等裁判所で作成された判決正本,公証人役場で作成された公正証書正本

(補足説明)

ア 家庭裁判所で作成された調停調書正本について

慰謝料,解決金の支払が内容に含まれている場合には、家庭裁判所で執行文の付与を受ける必要がありますが、そうでない場合には、家庭裁判所で執行文の付与を受ける必要はありません。

イ 家庭裁判所で作成された審判書正本について

家庭裁判所で執行文の付与を受ける必要はありませんが,家庭裁判所で**確** 定証明書の交付を受ける必要があります。

- ウ 家庭裁判所・高等裁判所で作成された判決正本について 家庭裁判所・高等裁判所で執行文の付与を受ける必要があります。
- エ 公証人役場で作成された公正証書正本について 公証人役場で執行文の付与を受ける必要があります。
- (2) 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本,家庭裁判所・高等裁判所で作成された判決正本,公証人役場で作成された公正証書正本の<u>送達証</u>明書

(補足説明)

上記の各正本を作成した家庭裁判所・高等裁判所,公証人役場で,送達証明書の交付を受ける必要もあります。

(3) その他

## ア 債務者の雇主が法人(会社等)である場合

法務局で、3か月以内に発行された債務者の雇主である法人(会社等)の 資格証明書(登記事項証明書又は代表者事項証明書)の交付を受ける必要が あります。

イ 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・高等 裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書正本に記 載されている債権者・債務者の住所と現在の債権者・債務者の住所が異な る場合

市役所等で、3か月以内に発行された債権者・債務者の住民票又は戸籍附票(債権者・債務者の住所移転が分かるもの)の交付を受ける必要があります。

ウ 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・高等 裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書正本に記 載されている債権者・債務者の氏名と現在の債権者・債務者の氏名が異な る場合

市役所等で、3か月以内に発行された債権者・債務者の戸籍謄本(債権者・債務者の氏名の変更が分かるもの)事項証明書の交付を受ける必要があります。

#### 3 申立てに必要な費用

# (1) 収入印紙

原則として4000円

## (2) 郵便切手

原則として3196円分(内訳500円切手4枚,350円切手1枚,120円切手4枚,94円切手2枚,84円切手2枚,10円切手1枚。この金額は,執行費用として債務者に請求することができます。記載例3-1~3の4参照)

## 4 申立書の作成

### (1) はじめに

申立書は、記載例を参考にして、A4判の用紙を使用して、左側に3cm程度の余白(とじしろ)を設けてください。

## (2) 作成する書面

### ア 債権差押命令申立書表紙

記載例1(90KB)のとおりです。

(注意事項)

- (ア) 「年月日」は、申立書を裁判所に提出する日を記載し、申立債権者の欄には、申立人の氏名を記載し、押印してください。
- (イ) 印鑑は、認め印で結構ですが、スタンプ式の印鑑は不可です。この印鑑 は取下げの際にも必要ですから、どの印鑑を使用したか覚えておいてくだ さい。
- (ウ) 収入印紙は、消印しないでください。

#### イ 当事者目録

記載例 2 (59KB) のように、債権者(申立人)の住所・氏名、債務者の住

所・氏名、第三債務者(債務者の雇主)の住所・氏名を記載してください。

## (ア) 債権者・債務者の記載

a 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・ 高等裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書 正本に記載されている債務者の住所・氏名と現在の債務者の住所・氏 名が同一である場合

家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本,家庭裁判所・高 等裁判所で作成された判決正本,公証人役場で作成された公正証書正本 に記載されているとおりに,債権者・債務者の住所・氏名を記載しま す。

b 家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・ 高等裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書 正本に記載されている債務者の住所・氏名と現在の債務者の住所・氏 名が異なっている場合

記載例2の債権者欄のとおり、現住所を記載し、その下に(債務名義上の住所)として、家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・高等裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書正本に記載されている住所を記載したり、現在の氏名を記載し、その下に(債務名義上の氏名)として、家庭裁判所で作成された調停調書正本・審判書正本、家庭裁判所・高等裁判所で作成された判決正本、公証人役場で作成された公正証書正本に記載されている氏名を記載したりしてください。

なお、この場合には、前記 2(3) イ・ウの資料の提出が必要になりま

す。

(イ) 第三債務者(債務者の雇主)の記載

債務者の雇主(第三債務者)が法人(会社等)の場合は、記載例2の第三債務者欄のとおり、前記2(3)アの資格証明書に従って、住所、会社名、代表者(代表取締役等)の氏名を記載します。

債務者が支店で勤務している場合には、記載例2の第三債務者欄のとおり、送達場所として支店の住所、支店名を記載してください。

#### ウ 請求債権目録

(ア) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用を請求する場合 記載例3-1(72KB)を参照してください。 なお、記載例は養育費の未払分(確定分)です。

(イ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と未だ期限の到来 していない養育費・婚姻費用の両方を請求する場合

記載例3-2(77KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び養育費の将来分です。

(ウ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と慰謝料を請求する場合

記載例3-3(89KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び慰謝料です。

(エ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と未だ期限の到来

していない養育費・婚姻費用の両方に加え、慰謝料を請求する場合 記載例3-4(93KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び養育費の将来分と慰謝料です。

#### 工 差押債権目録

(ア) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用を請求する場合 記載例4-1(58KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)です。

(イ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と未だ期限の到来 していない養育費・婚姻費用の両方を請求する場合

記載例4-2(62KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び養育費の将来分です。

(ウ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と慰謝料を請求する場合

記載例4-3(59KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び慰謝料です。

(エ) 申立日現在までに期限の到来した養育費・婚姻費用と未だ期限の到来 していない養育費・婚姻費用の両方に加え、慰謝料を請求する場合

記載例4-4(63KB)を参照してください。

なお、記載例は養育費の未払分(確定分)及び養育費の将来分と慰謝料です。

### 5 申立書の提出

#### (1) 申立書の編綴と提出

前記 4(2)のア〜エの書面を順番に並べ、左とじにして、2か所をホッチキスで止め、各書面の間に契印をし、各書面の上部欄外に捨印を押してください。

### (2) 各目録写しの作成と提出

決定書原本,債務者・第三債務者に送達する正本を作成するために必要ですので,前記(1)のとおり綴じ合わせた申立書とは別に,前記(4)2(2)7・ウ・エの各目録を当事者の人数+1(債権者,債務者,第三債務者が各1名の場合は3+1=4部)の数だけコピーを取り,申立書と一緒に提出してください(このコピーに,捨印や訂正印等の押印は不要です。)。

# (3) 添付書面. 印紙, 郵便切手の提出

前記2記載の「申立てに必要な書類」と前記3記載の「収入印紙,郵便切手」を提出してください。

#### (4) 第三債務者に対する陳述催告の申立書について

債権者は、債権差押命令が発令された後、第三債務者(債務者の雇主)から、差押債権を取り立てることができますが、あらかじめ、第三債務者から、 差押債権の有無等を回答してもらえる手続です。

記載例1「第三債務者に対する陳述催告の申立て(民事執行法147条1項)をする。」の記載により、同申立書を行うことができます。

- ※ 不明な点は、広島地方裁判所民事第4部執行受付係(広島市中区上八丁堀2番 43号民事執行センター1階、082-502-1390)にお尋ねください。
- ※ 広島地方裁判所福山支部申立分は福山支部執行係(広島県福山市三吉町1丁目 7番1号,084-923-2825)にお尋ねください。